

新・荒川下流河川敷利用ルール

あらかわろう

荒川を愛する人たちが、お互いを尊重しあい
安全かつ楽しく過ごせるように、
みんなでマナーを良くしよう。
みんなで、かわろう、あらかわ。
「あらかわろう」を合言葉に、
いまこそ！

★利用ルールを守って、かわろう！

詳しくはコチラ→



「新・荒川下流河川敷利用ルール」とは？

新・荒川下流河川敷利用ルール（以下「利用ルール」という。）とは、誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、荒川下流河川敷利用ルール検討部会※により定められ、平成26年3月から運用しているものです。

※「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」は、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所で構成しています。連絡先：荒川下流河川敷利用ルール検討部会（事務局）国土交通省荒川下流河川事務所 調整課03-3902-2326

利用ルールは12項目からなり、「禁止行為」、「危険・迷惑行為」、「マナー」に分類しています。

- ◎禁止行為 ————— 「禁止行為」は、その行為自体が法律等で禁止されている行為です。
- ◎危険・迷惑行為 ————— 「危険・迷惑行為」は、安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為です。その行為自体は法律等で禁止されているわけではありませんが、その行為を行った結果、他の人に危害を加えたり、河川に損傷を与えたりすることもあります。
- ◎マナー ————— 「マナー」は、他の人から強制されるものではなく、他の人への心遣いや譲り合いの心から生ずるものです。他の人に配慮することにより河川敷道路での衝突事故が回避できるものです。

新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

× 禁止行為

法律で禁止されている行為。

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

♥ マナー

- ① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。
- ② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。
- ③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

⚠ 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

危険行為

- ① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。
- ③ 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。
但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき、下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。
要件1: 航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。
要件2: 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。
ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。
要件3: 占用地においては占用人、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。
なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機(ドローン・ラジコン等)を飛行させる場合は適用されません。

迷惑行為

- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

★自転車事故の怖さを知って、かわろう!

自転車は免許が不要で、気軽に趣味やスポーツ等に活用されますが、あくまで「車両」です。交通ルールやマナーを無視した走行が原因で、交通事故の加害者となった場合には、重い賠償責任が問われることもあります。

★緊急用河川敷道路の目的を理解して、かわろう!

「緊急用河川敷道路」とは?
荒川の河川敷にある道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された「緊急用河川敷道路」であり、自転車専用の道路ではありません。歩行者やランナー、自転車利用者等様々な河川敷利用者に利用されています。

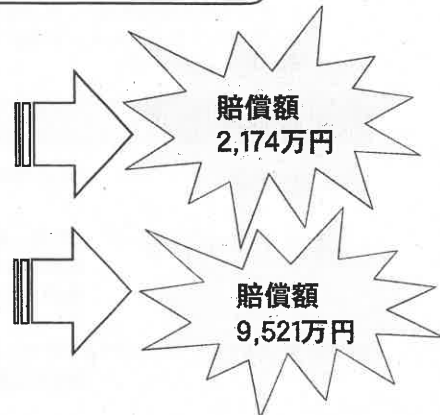
自転車事故による裁判例

- 自転車による事故は被害者になることもあれば、加害者になることもあります。
- 加害者となった場合、高額の損害賠償を払わなければならないこともあります。

【事故の概要及び賠償額】

歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会社員の自転車が散歩中の77歳男性と衝突し、歩行者の男性が3日後に死亡した。(東京地裁 平成25年3月 判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行者の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁 平成25年7月 判決)



※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

あなた自身、そして周りの人の未来を守るため、自転車を安全に利用しましょう。

自転車は車両です

交通違反や交通事故を起こすと、刑罰を受けたり、損害賠償の責任を負うことがあります。

* 刑罰…懲役、禁錮、罰金等のことです。



自転車の主な違反

酒酔い運転

道路交通法
第65条第1項



罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

制動装置不良

道路交通法
第63条の9第1項



罰則 5万円以下の罰金

信号無視

道路交通法
第7条



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

右側通行

道路交通法
第17条第4項



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

指定場所一時不停止

道路交通法
第43条



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

傘さし運転

道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第9号



罰則 5万円以下の罰金

二人乗り

道路交通法第57条第2項
京都府道路交通規則第9条第1号



罰則 2万円以下の罰金
又は料料

無灯火

道路交通法
第52条第1項



罰則 5万円以下の罰金

通行禁止違反

道路交通法
第8条第1項



罰則 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

携帯電話等の使用

道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第12号



罰則 5万円以下の罰金

イヤホン・ヘッドホン等の使用

道路交通法第71条第6号
京都府道路交通規則第12条第13号



罰則 5万円以下の罰金

児童、幼児の
皆さんは乗車用
ヘルメットを
着用しよう!



平成25年11月1日から

自転車等の

「携帯電話を使用しながら運転」禁止



いずれも5万円以下の罰金

「ヘッドホン等で音楽を聞きながら運転」禁止

京都府道路交通規則の一部改正

自転車を運転しながら携帯電話やイヤホン等を使用することは、運転が不安定になったり、周囲の交通状況に対する注意が不十分になるなどたいへん危険な行為です。

交通事故につながる危険な行為を禁止するため、京都府道路交通規則の一部が改正され、道路交通法に基づいて罰則規定が適用されることとなりました。

- ◎ 携帯電話等を使用しながら運転 (5万円以下の罰金)
- ◎ イヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞きながら運転 (5万円以下の罰金)

京都府道路交通規則第12条

交通ルールと歩行者を守って安全に走りましょう。

自転車は車の仲間です。

自転車安全利用五則



- | | |
|---------------------|---|
| 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | 4 安全ルールを守る
◆ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
◆ 夜間はライトを点灯
◆ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |
| 2 車道は左側を通行 | 5 子供はヘルメット着用 |
| 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | |

京都府警察

○京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例

平成19年10月16日

京都府条例第50号

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例をここに公布する。

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 自転車の安全な利用の促進に関する施策

第1節 自転車安全利用促進計画（第7条）

第2節 自転車交通安全教育の実施等（第8条—第13条）

第3節 自転車に係る利用環境の向上（第14条）

第4節 自転車損害保険等への加入等の促進（第15条—第20条）

第3章 雑則（第21条—第24条）

附則

第1章 総則

（平29条例26・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全な利用の促進に関し、府、自転車を利用する者その他の主体の責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する事故の防止、自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

（府の責務）

第2条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民等（府民、事業者及び交通安全活動団体（交通の安全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、市町村及び国と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（平29条例26・一部改正）

（自転車利用者の責務）

第3条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次

に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

- (1) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及び歩行者に注意して運転をすること。
- (2) 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
- (3) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯（以下「歩道等」という。）では自転車を押して歩くこと。
- (4) 歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないこと。
- (5) 歩道等を通行する歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車を利用する者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

（平29条例26・一部改正）

（自転車関連等事業者等の責務）

第4条 次に掲げる事業者（以下「自転車関連等事業者」という。）は、その事業活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深める等自転車の安全な利用の促進に努めなければならない。

- (1) 自転車の小売又は整備若しくは修理を業とする者（以下「自転車小売等業者」という。）
- (2) 自転車の貸出しを業とする者（以下「自転車貸出業者」という。）
- (3) 一般公共の用に供される自転車駐車場の管理を業とする者（以下「自転車駐車場管理業者」という。）
- (4) 宅地建物取引業者等（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者をいう。以下同じ。）

2 自転車関連等事業者は、府民等が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（平29条例26・一部改正）

（府民の責務）

第5条 府民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 府民は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(平29条例26・一部改正)

(交通安全活動団体の役割)

第6条 交通安全活動団体は、その活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深め、地域における自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に推進する役割を果たすものとする。

第2章 自転車の安全な利用の促進に関する施策

(平29条例26・章名追加)

第1節 自転車安全利用促進計画

(平29条例26・節名追加)

(自転車安全利用促進計画)

第7条 知事は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画(以下「自転車安全利用促進計画」という。)を定めるものとする。

2 自転車安全利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)に関する事項

(2) 自転車の安全な利用の方法に関する広報及び啓発に関する事項

(3) 自転車に係る利用環境の整備に関する事項

(4) 自転車損害保険等(第15条に規定する自転車損害保険等をいう。)への加入の促進に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、自転車安全利用促進計画を定めるに当たっては、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、自転車安全利用促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、自転車安全利用促進計画の変更について準用する。

(平29条例26・一部改正)

第2節 自転車交通安全教育の実施等

(平29条例26・節名追加)

(自転車交通安全教育等)

第8条 府は、市町村、府民、学校、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとする。

- 2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「小学校等」という。）並びに同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。）の長は、その児童又は生徒に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めるものとする。
- 4 大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）の長は、自転車の安全な利用の方法について、その学生の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。
- 5 事業者は、自転車の安全な利用の方法について、その従業者の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。
- 6 府は、市町村、府民、学校、交通安全活動団体等による自主的な自転車交通安全教育の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

（平29条例26・一部改正）

（広報及び啓発等）

第9条 府は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解が深まるよう、交通安全活動団体、市町村及び国と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

- 2 府は、自転車を利用する者による自転車の定期的な点検及び整備を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（平29条例26・一部改正）

（自転車安全利用推進員）

第10条 知事は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深めるため、自転車交通安全教育、広報、啓発その他の自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

- 2 府は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

（府民等の自主的な組織活動の促進）

第11条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する府民等の自主的な組織活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

（乗車用ヘルメット）

第12条 自転車を利用する者は、道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。）において、自転車に取り

付けられた幼児用乗車装置に幼児(6歳未満の者をいう。)を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。

- 2 府は、十分な安全性を有する乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用情報の説明等)

第13条 自転車小売等業者は、自転車の販売又は整備若しくは修理(以下「自転車の販売等」という。)に当たっては、その顧客等に対して、自転車安全利用情報(自転車の適正な通行の方法、点検及び整備の必要性その他自転車の安全な利用に関する情報で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を説明しなければならない。

- 2 府は、自転車小売等業者による自転車安全利用情報の説明が円滑かつ効果的に行われるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 規則で定める自転車小売等業者は、規則で定めるところにより、その従業者のうちから、自転車安全利用情報について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

(平29条例26・一部改正)

第3節 自転車に係る利用環境の向上

(平29条例26・節名追加)

(自転車に係る利用環境の向上)

第14条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。

第4節 自転車損害保険等への加入等の促進

(平29条例26・追加)

(定義)

第15条 この節において「自転車損害保険等」とは、自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(平29条例26・追加)

(自転車損害保険等への加入等)

第16条 自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自らが被保険者又は被共済者(以下「被保険者等」という。)となる自転車損害保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入(以下「契約の締結等」という。)をしなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。

(平29条例26・追加・一部改正)

第17条 事業者は、その事業活動においてその従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければならない。

(平29条例26・追加)

第18条 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければならない。

(平29条例26・追加)

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第19条 自転車小売等業者は、自転車の販売等に当たっては、その顧客等が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売等業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に係る契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかったときは、当該顧客等に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

4 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換(当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。)又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方(賃借の代理又は媒介にあつては、賃借人)又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

6 小学校等、学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び大学等の長並びに学習塾その他これに類する学習支援業を営む施設を開設する者は、その児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)のうちに、通常の通学等の方法として府内で自転車を利用する児童等があることを知ったときは、当該児童等が当

該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。

7 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として府内で自転車を利用する従業者があることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。

8 第2項の規定は、前2項の場合について準用する。

(平29条例26・追加・全改)

(情報の提供等)

第20条 府は、自転車損害保険等に係る契約の締結等を促進するため、自転車損害保険等を引き受ける保険者等と連携し、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(平29条例26・追加)

第3章 雑則

(平29条例26・章名追加)

(財政上の措置)

第21条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(平29条例26・旧第15条線下)

(勧告)

第22条 知事は、第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(平29条例26・旧第16条線下)

(公表)

第23条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるものとする。

(平29条例26・旧第17条線下)

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平29条例26・旧第18条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項、第13条、第16条及び第17条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第26号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第1条中第2条に1項を加える改正規定及び第8条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

鴨川河川敷における自転車の安全運転啓発について

平成31年3月8日
京都府建設交通部河川課
電話 075(414)5281
京都府府民生活部
安心・安全まちづくり推進課
電話 075(414)5076

京都府では、京都府鴨川条例に基づき、鴨川等の河川環境を安心・安全で良好かつ快適なものとして次の世代に引き継ぐために、鴨川等の快適な利用の確保に向けた取組を進めております。

この度、鴨川河川敷において自転車の高速運転やマナーが問題となっていることから、以下のとおり、自転車の安全運転に係る啓発活動を実施しますので、当日の御取材についてよろしく申し上げます。

なお、河川敷における啓発活動は、今回が初めてとなります。

- 1 日 時 平成31年3月20日(水) 午前8時～9時
(雨天中止)
- 2 場 所 ①鴨川 北大路橋上流左岸(高水敷及び半木の道)
②鴨川 賀茂大橋上流左岸(高水敷)
- 3 啓 発 自転車通行者等に、河川敷における交通マナーを訴えるチラシや啓発資材を交付し、マナー向上を呼びかける。
- 4 主 催 京都府(河川課、京都土木事務所)
京都府交通対策協議会(京都府安心・安全まちづくり推進課)
京都府下鴨警察署

<参考> 平成27年度鴨川利用実態調査時でのアンケート
自転車走行に関する意見39件(全体1,000件)

(調査箇所) 鴨川・高野川

- (意見内容)
- ・自転車のスピードが速く危ない。
 - ・自転車がゆっくり走るように指導してほしい。
 - ・歩行者用道路と自転車用道路を分けてほしい。
 - ・自転車の乗り入れを禁止してほしい。 など



自転車走行のお願い



**鴨川河川敷において
スピードの出し過ぎや、
乱暴な運転は危険です。
歩行者など他の利用者に注意して
通行しましょう！**



**歩行者等の横を自転車で通るときは、
安全な間隔を保ち、徐行しましょう！**

**携帯電話等を使用しながらの運転や、
飲酒運転は、やめましょう！**



京都府 河川課 (☎075-414-5284)

京都土木事務所 (☎075-701-0102)